

平成20年12月4日付け津市監査委員告示第11号公表分

環境部

環境施設課（クリーンセンターくもず（当時））

監査の結果	施設用地の所有権移転登記について、同センターの施設用地のうち、一志町其倉に所在する1筆の土地（登記地目・山林、登記面積・257平方メートル）の取得原因は「売買」とされているが、所有権移転登記が未了であり、同センターでは、その経緯の詳細について把握するに至っていないことから、更に調査の上、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	平成30年12月4日付けで津地方法務局から「長期相続登記等未了土地解消作業」に係る地区選定決定の通知を受けたため、今後は津地方法務局からの資料等の提出依頼に対応する。